

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	以下のいずれかに該当する者 ○ さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○ さいたま市CSRチャレンジ企業として認証されている者 ○ さいたま市健康経営企業として認定されている者	10点	該当者・申請全業種

4 技術者数

技術者数は、1級相当技術者の数であり、さいたま市競争入札参加資格に関する公示に定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄に記載された者の数とする。なお、官公需適格組合については、3(1)ア(オ)に定める技術職員のうち1級相当技術者の合計値とする。

5 等級区分基準

(1) 土木工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が5人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が2人以上
C	資格審査数値が700点未満

(2) 建築工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	資格審査数値が700点未満

(3) とび・土工事業、電気事業及び舗装工事

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上
C	資格審査数値が710点未満

(4) 管工事

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	資格審査数値が710点未満

(5) 造園工事

等級	基準
A	資格審査数値が750点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
B	資格審査数値が600点以上
C	資格審査数値が600点未満